

平成 20 年 11 月 19 日 開会

平成 20 年 11 月 19 日 閉会

(定例会)

**平成 20 年第 3 回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録**

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第 15 号

平成 20 年第 3 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 10 月 21 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松 浦 正 敬

1 期 日 平成 20 年 11 月 19 日

2 場 所 サンラポーむらくも 2 階「祥雲」

○開会日に応召した議員

安 永 友 行君

石 原 安 明君

竹 腰 創 一君

速 水 雄 一君

勝 部 勝 明君

立 脇 通 也君

○応召しなかった議員

宇 津 徹 男君

千 原 祥 道君

平成 20 年第 3 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 20 年 11 月 19 日（水曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 20 年 11 月 19 日 午前 11 時 45 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員提出議案第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第 8 号 島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 9 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業一時借入金利子支払基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 10 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 11 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 決算第 1 号 平成 19 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議員提出議案第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第 8 号 島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 9 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業一時借入金利子支払基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 10 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 11 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 決算第 1 号 平成 19 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

した。

日程第3 議員提出議案第1号

○議長（立脇 通也君） 日程第3、議員提出議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

3番、石原安明君。

○議員（3番 石原 安明君）

本議会において提出いたしました議員提出議案につきまして、提案理由を説明いたします。議員提出議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正については、地方自治法で定められている議会活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備による一部改正に伴い、引用条項について所要の改正をするものであります。

この改正する規則につきましては、公布の日から施行をいたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議員提出議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議員提出議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議員提出議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号

○議長（立脇 通也君） 日程第4、議案第8号、島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君）

議案第8号、島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法で定められている議会活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備による一部改正に伴い、引用条項について所要の改正をするものであります。

この改正する条例につきましては、公布の日から施行いたします。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第8号、島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第8号、島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号

○議長（立脇 通也君） 日程第5、議案第9号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業一時借入金利子支払基金条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君）

議案第9号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業一時借入金利子支払基金条例の制定について御説明いたします。

平成20年度後期高齢者医療事業特別会計につきましては、新医療制度の初年度というこ

とございましたので、医療給付費支払いの財源を年度の前半を中心に、国・県などから通常より若干厚めに交付していただいたところであります。それによって、大口定期預金などの方法で歳計現金を運用することが可能となり、相当の預金利息が発生する見込みであります。

今年度も含めまして、来年度以降において、特別会計の資金計画上の資金不足や、突発的な医療給付費の増加により資金不足を生じたときに、一時借入金で対応する予定であります。

そのような場合に備えて、歳計現金の運用利息を、一時借入金利子支払いにのみ充当できる財源として確保することを目的に、このたび特定目的の基金を設置しようとするものであります。

今後、特別会計の歳計現金の運用利息は、この基金に積立てるものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、一時借入金利子支払基金条例制定の概要を御説明申し上げましたけれども、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第9号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業一時借入金利子支払基金条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第9号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第9号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業一時借入金利子支払基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号

○議長（立脇 通也君） 日程第6、議案第10号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君）

議案第10号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算額4億4,430万円に、457万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億4,887万2,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、後期高齢者医療電算処理システムのカスタマイズ経費として、310万円を計上するものであります。これは、制度見直しや標準システム未対応部分に対するソフトウェアの調整作業経費の増であります。

次に、総務管理運営経費として、102万4,000円を計上するものであります。これは、広域連合事務所の電気料金変動に伴う事務所借上料などの管理運営経費の増であります。

また、後期高齢者医療事業特別会計で、必要な事務費の増として、特別会計への事務費繰出金、43万1,000円を計上するものであります。

歳入といたしましては、平成19年度からの繰越金の一部を計上いたすものであります。

以上、一般会計補正予算の概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第10号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第10号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第10号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号

○議長（立脇 通也君） 日程第7、議案第11号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君）

議案第11号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、前回の7月補正後の予算額、849億116万1,000円に988万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ849億1,104万7,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、国の特別対策による保険料軽減について、市町村が行う広報経費補助金として、138万2,000円を計上するものであります。本年7月補正で計上した予算をさらに追加するものであります。

次に、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金として、142万7,000円を計上するものであります。これは、当基金を大口定期預金などの方法で運用することにより発生した利息を、条例の規定に基づき基金に積立するものであります。

また、一時借入金利子として、493万2,000円を計上するものであります。これは、特別会計の資金計画を精査した結果、年度末の医療給付費などの支払いにおいて資金に不足を生ずることが予想されますので、限度額を40億円に引上げ、その借入れに必要な一時借入金利子相当額を、今回補正するものであります。

一時借入金の限度額の補正につきましては、特別会計補正予算書1ページの第2条で提案をいたしております。

歳入といたしましては、国の特別調整交付金、138万2,000円を計上するものであります。これは、市町村が行う保険料軽減のための特別対策広報事業費の全額を、国からの調整交付金で賄うものであります。

次に、財産運用収入として、142万7,000円を計上するものであります。これにつきましては、先ほど歳出で御説明いたしました臨時特例基金を、資金運用することによって発生した預金利息であります。

さらに、諸収入として、657万6,000円を計上するものであります。これは、特別会計の歳計現金を、一時的に資金運用することによって、発生した預金利息の一部であります。このうち493万2,000円を一時借入金利子の財源に充当し、残りの164万4,000円を、現在一時借入金利子の財源に充当している保険料と財源組替を行い、その組み替えた保険料は、予備費を増額し充当することにより、保険料財源を有効に使いたいと考えるものであります。

また、一般会計からの事務費繰入金として、43万1,000円を計上するものであります。

以上、特別会計補正予算の概要を御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第11号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第11号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第11号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 決算第1号

○議長（立脇 通也君） 日程第8、決算第1号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君）

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経ました決算第1号の平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算につきまして、御説明申し上げます。

平成19年度の予算執行に当たりましては、平成20年4月から開始した後期高齢者医療制度の準備を進めてまいりました。

決算の主な内容でございますけれども、歳入は、構成市町村からの事務費負担金2億9,084万6,000円、国からの高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金4億422万3,000円及び電算処理システム構築補助金1,102万6,000円、島根県市町村振興協会からの補助金4,200万円、前年度からの繰越金等であります。

歳出につきましては、総務費では後期高齢者医療制度の周知・PR経費789万1,000円、派遣職員人件費負担金1億5,719万6,000円、その他財務会計システム開発経費等であります。民生費では、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金4億422万3,000円、その他、制度施行に伴う準備経費として電算処理システムに係る経費、被保険者証印刷等であります。構成市町村の厳しい財政状況を踏まえ、市町村負担金の節減に向け、可能な限り歳出抑制に取り組んできたところであります。

その結果、平成19年度の本広域連合の一般会計決算は、歳入総額7億5,311万9,000円に対し、歳出総額7億2,685万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財

源を差し引いた実質収支は2,626万1,000円の黒字決算となったところであります。

今後の財政運営に当たりましては、平成20年度からは後期高齢者医療の事務が本格稼働となり、これに伴い予算規模が大幅に拡大するということとなりますので、今後、医療費の動向等を適確に把握し、より一層構成市町村と連携を保ちながら、健全な財政運営を図るよう努めていく所存であります。

詳細につきましては、お手元の決算書、主要施策の成果及び実績報告書並びに監査委員から提出をされております決算審査意見書によって御審議の上、御認定をいただきたいと存じます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

決算第1号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、決算第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。決算第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

決算第1号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、決算第1号は、認定することに決しました。

○議長（立脇 通也君） これにて、平成20年第3回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後0時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議員署名

議員署名